

新型コロナウイルス感染症に関する「みなし入院」でのご請求時必要書類

(陽性判明日(診断日)が2022年9月25日までの場合)

■ 以下 (A) を既にお持ちの場合は、(A) の書類をご提出ください。【注 1】

(A)

● 「My HER-SYS」の療養証明画面 (氏名、生年月日、HER-SYS ID、診断年月日があるもの) 【注 2】

※ 保健所・自治体から発行されて既にお手元にある「宿泊・自宅療養証明書 (新型コロナウイルス感染症専用)」でもご請求可能です。

■ 上記 (A) をお持ちでない場合は、以下 (B) の書類をご提出ください。【注 1】

(B)

● PCR検査や抗原検査を実施する検査センター (医療機関以外でも可) の検査結果

※ ご自身で実施した検査結果 (市販の検査キット等) のみではご請求いただけません。

● 診療明細書の写し

※ 新型コロナウイルス感染症の治療と分かるもの

※ 被保険者名、検査日または検査結果判明日、医療機関名があるもの

ご提出いただいた書類で判断できない場合は、当社よりご連絡いたします。

なお、医療機関にご入院された場合は、別紙 3 と同様のお取り扱いとなりますので、ご参照ください。

【注 1】療養期間が 11 日以上 (2022 年 9 月 7 日～9 月 25 日までの陽性判断日は 8 日以上) の場合は、上記書類に加えて、以下の書類が必要になります。

- ・療養期間がわかる保健所・自治体や医療機関が発行した書類
- ・自治体が設置している健康フォローアップセンターの受付結果 (SMS・LINE 等)
- ・保健所とやりとりしたメールの写し
- ・保健所から出された案内文 (健康観察や生活支援の留意点などが記載) など

療養期間がわかる書類がない場合は、当社所定の「宿泊・自宅療養証明書 (新型コロナウイルス感染症用)」のご提出が必要になります。

【注 2】「My HER-SYS」の療養証明機能は 2023 年 9 月末をもって終了しています (10 月以降のご利用はできません)。ただし、お手元に既に保存・印刷された「My HER-SYS」の療養証明画面をお持ちの場合は、必要書類としてご使用いただけます。

以 上